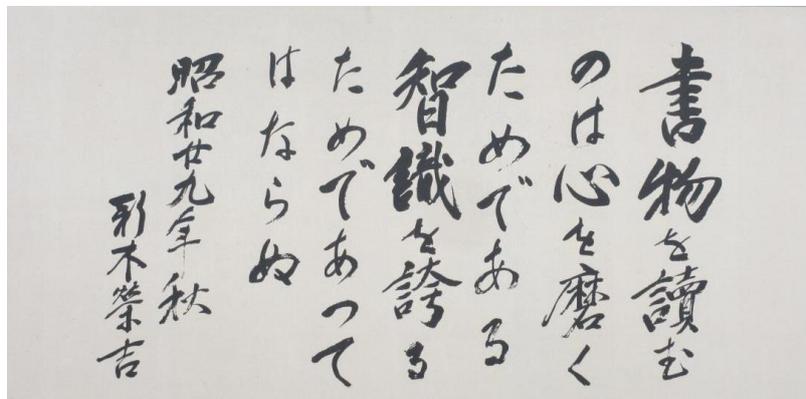


こまつ市民読書活動推進計画2025

小松市教育委員会



新木 栄吉 あらき えいきち

明治 24 (1891) 年～昭和 34 (1959) 年

現小松市東町に生まれる。

2 度にわたって日本銀行総裁をつとめ、東京電力会長、
初代民間人駐米大使を歴任。

実直で表裏のない人柄で、多くの人々の敬愛を集めて
やまなかったという。

「こまつ市民読書活動推進計画2025」策定にあたって

1. 計画策定の目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画期間	2
4. 市民の読書の状況	2
5. 計画の基本テーマと目標	4
6. 施策の体系	5
7. 計画推進の基本方針	6

読書活動の現状と推進のための取組

I 成長段階に応じた生涯にわたる読書活動の推進

1. 乳幼児期における取組	7
(1) 家庭	7
(2) 認定こども園・保育園（所）、幼稚園等	8
(3) 図書館	9
2. 少年期における取組	10
(1) 家庭	10
(2) 小・中学校	11
(3) 地域	12
◇ P T A	12
◇ 児童館・放課後児童クラブ等	13
(4) 図書館	13
3. 青年期における取組	15
(1) 高等学校・大学等	15
(2) 図書館	16
4. 成人期における取組	17
(1) 地域	17
(2) 民間事業者	17
(3) 福祉関係団体	18
(4) 図書館	18

II 読書活動推進のための環境整備

1. 図書館の環境整備	20
(1) 主なサービスと事業の現状	20
(2) 重点整備項目	24
2. 読書活動を支える人材とボランティアへの支援	25
3. 地域・関連機関の連携と協力	25

読書活動推進のための取組一覧	26
----------------	----

<資料編>

1 「子どもの読書活動の推進に関する法律」	1
2 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」	3
3 「こまつ市民読書の日」制定決議	7
4 用語解説	8

「こまつ市民読書活動推進計画 2025」策定にあたって

1. 計画策定の目的

読書活動は、コミュニケーションの基本となる言葉を学び、情報を獲得し、感性を磨き、表現力・創造力を高め、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

国は、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができる環境整備を推進するため、平成 13 年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を施行し、翌年 8 月に、施策の基本的方針と具体的な方策を示す「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。また、石川県は平成 16 年 3 月に「石川県子ども読書活動推進計画」を策定しました。

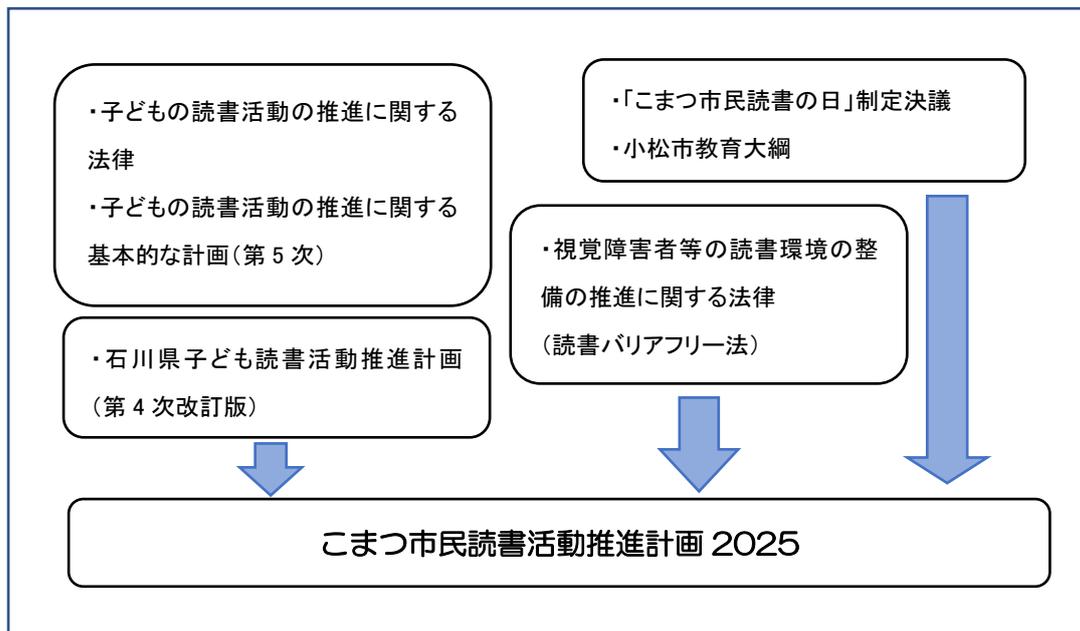
それらを受け、本市は、平成 17 年に読書活動推進の方向性と行動内容を示す「小松市ハートフルライブラリー子ども読書活動推進計画」を策定、その後おおむね 5 年ごとに見直しを行い、地域、学校、認定こども園・保育園(所)、幼稚園等の各関係機関と図書館が連携協力し、それぞれの役割を果たすべく取り組んできました。平成 27 年策定の「こまつ市民読書活動推進計画 2015」からは、「こまつ市民読書の日」制定決議を踏まえ、対象を全ての市民に拡大し取り組んでいます。

令和元年 6 月には「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(「読書バリアフリー法」)が制定され、障がいの有無に関わらず読書活動を円滑に行える社会の実現が求められています。令和 2 年 3 月策定の「こまつ市民読書活動推進計画 2020」は、その基本的施策を推進する計画としても位置付け取組を進め、令和 6 年度をもって 5 年の計画期間が終了します。

現在本市では、未来型図書館複合施設整備プロジェクトが進行中であり、これから多世代が集い、本との出会いや交流を通して市民の学びや成長を支え、暮らしやまちを豊かにしていく新たな拠点づくりを進めていきます。そうした状況の中、引き続き、各関係機関の連携協力のもと、全ての市民が生涯を通じて自主的に読書活動に取り組むことができる環境づくりを進めていくことを目的として、新たに「こまつ市民読書活動推進計画 2025」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項に基づく「子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」及び「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」第8条第1項に基づく計画として策定します。また、「こまつ市民読書の日」制定決議、「小松市教育大綱」を踏まえた計画として、本市における市民の読書活動推進に関する方向性と取組を示すものとします。



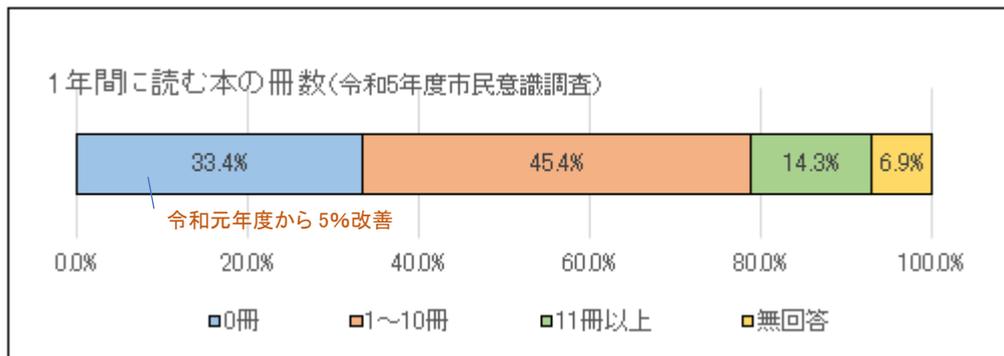
3. 計画期間

本計画の推進期間は令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。

4. 市民の読書の状況

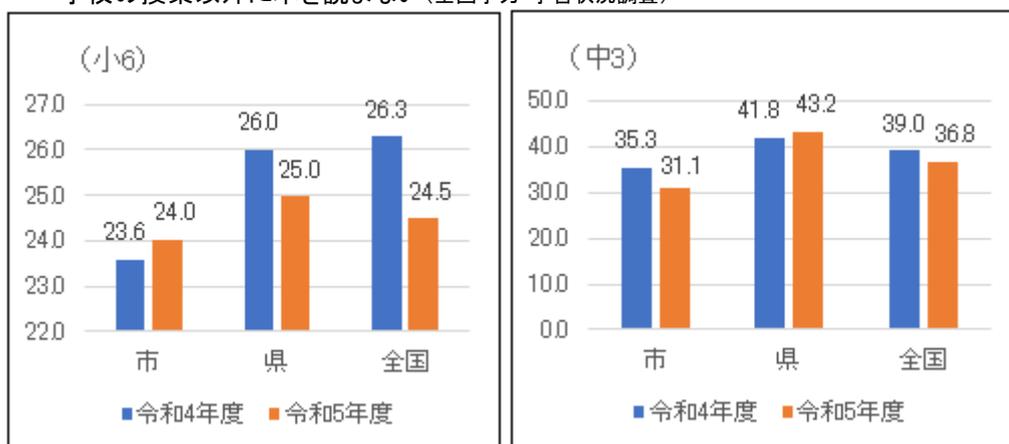
本市が18歳以上79歳以下の市民を対象に実施した令和5年度「市民意識調査」では、過去1年間に読んだ本の冊数(雑誌、漫画、参考書除く)が0冊であると回答した人は33.4%でした。令和元年度調査の38.4%と比較すると、5%の改善という結果になりました。年代別の割合では、20代から70代の各年代で大きな差は見られず、どの年代にも「本を読まない」層が一定数存在することがわかります。また、1冊以上10冊以内との回答は45.4%、11冊以上は14.3%であり、読書をする人の中でも、沢山の本に触れている人はそう多くないことも

わかります。



次に子どもたちの状況ですが、令和5年度全国学力・学習状況調査における、「学校の授業以外に、普段、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか」という問いに対して、「全く読まない」という回答が、小6は24%(国24.5%、県25%)、中3は31.1%(国36.8%、県43.2%)と、ともに国や県より低い割合となっています。令和4年度においても小6は23.6%(国26.3%、県26%)、中3は35.3%(国39%、県41.8%)と国や県より低い結果であり、読書の推進を図る様々な取組により一定の効果が出ていると思われま。

学校の授業以外に本を読まない(全国学力・学習状況調査)



また、令和6年度石川県基礎学力調査における「読書は好きだ」の割合は、小4が86.5%(県84.6%)、小6が81.5%(県77.9%)と県より高く、中3は65.5%(県69.4%)で県より低いという結果でした。また、「学校や地域の図書館に週1回以上行く」との回答は小4が44.3%(県47.5%)で県より低く、小6が46.6%(県37.7%)、中3が29.9%(県24.2%)と県より高い結果でした。いずれの質問も、令和4年度、令和5年度の調査では、小4、小6、中3全学年において県平均を上回っています。

これらの結果を踏まえ、今後も現在の取組を継続するとともに、世代に応じた読書の楽しさ・面白さを伝え、本を手にするきっかけを増やす取組を実施し、読書を身近に感じられるような環境づくりを推進していく必要があります。

5. 計画の基本テーマと目標



◇基本テーマ

読書で広がる未来 ～いつでも、どこでも、誰でも、本を身近に～

あらゆる世代が読書に親しみ、読書を通して学び、人とつながり、成長できる環境づくり

読書は、知識や情報を得られるだけでなく、自ら考える力を養い、感性や想像力を豊かなものにし、自己表現する力を高めます。多くの本に親しむことは、可能性を無限に広げ、人生をより深く生きる上で大きな力となります。また、読書した内容を人と共有することにより、本を介して人と人がつながり、より深いコミュニケーションを生み、新たな活動に結びついていきます。

読書であらゆる世代の未来が広がっていくよう、誰もが読書に親しみ、読書を通して学び、人とつながり、成長できる環境づくりを進めていきます。

◇目標

1. 成長段階に応じた生涯にわたる読書活動の推進
 - ・全ての市民が生涯を通して豊かな心を育み、人間力を高めていけるよう、市全体で読書活動の推進に取り組みます。
 - ・全ての市民が読書の楽しさ、読書を通して学ぶ楽しさを知り、それを人と共有することができるよう、本と出会う機会、本を手にするきっかけを提供し、不読率の低減につなげます。
2. 読書活動推進のための環境整備
 - (1) 図書館*の環境整備
障がいの有無に関わらず、全ての市民が生涯を通し、個々の状況に応じて、求める本・情報と出会えるよう、機会の充実と環境整備に努めます。
 - (2) 読書活動を支える人材とボランティアへの支援
活動・学習の機会や情報の提供等を行い、読書活動の推進につながるよう支援します。
 - (3) 地域・関連機関の連携協力
読書活動に関連する機関は相互に連携協力し、市民の読書活動を支え、支援するよう努めます。

* 以下、「図書館」とは小松市立図書館、南部図書館、空とこども絵本館をいいます。

6. 施策の体系

基本
テーマ

読書で広がる未来 ～いつでも、どこでも、誰でも、本を身近に～
あらゆる世代が読書に親しみ、読書を通して学び、人とつながり、成長できる環境づくり

目 標	施策の方向
目標Ⅰ 成長段階に応じた 生涯にわたる読書 活動の推進	1. 乳幼児期における取組 ～親と子の 心はぐくむ 読み聞かせ～ (1) 家庭 (2) 認定こども園・保育園(所)、幼稚園等 (3) 図書館
	2. 少年期における取組 ～知って 学んで 楽しんで～ (1) 家庭 (2) 小・中学校 (3) 地域(PTA、児童館・放課後児童クラブ等) (4) 図書館
	3. 青年期における取組 ～みちを拓き 未来を描く～ (1) 高等学校・大学等 (2) 図書館
	4. 成人期における取組 ～つながり 広げ 共有する～ (1) 地域 (2) 民間事業者 (3) 福祉関係団体 (4) 図書館
目標Ⅱ 読書活動推進のた めの環境整備	1. 図書館の環境整備 2. 読書活動を支える人材とボランティアへの支援 3. 地域・関連機関の連携協力

7. 計画推進の基本方針

本市は、全市的な広報活動を通して市民の読書活動推進を呼びかけるとともに、行政・図書館・学校・地域・福祉関係団体・民間事業者との連携を図り、読書活動を支援します。そして、市民が利用する施設のほか、ボランティアをはじめとした様々な団体、地域・民間事業者と協働し、市全体で活動を推進することにより、市民が生涯にわたり読書に親しめる環境づくりに取り組みます。

なお、本計画については、年に1回程度、関連機関と取組の実施状況を確認し情報共有するとともに、市民意識調査等による読書状況(不読者の状況を含む)の確認により点検評価するものとします。

読書活動の現状と推進のための取組

I 成長段階に応じた生涯にわたる読書活動の推進

それぞれの成長段階における現状や取組の成果、課題について整理し、実践する取組を示します。

1. 乳幼児期における取組 ～親と子の 心はぐくむ 読み聞かせ～

子どもの読書習慣は、日常生活の中での体験や言葉かけ等を通して形成されます。特に乳幼児期は、感性や心を育むために極めて重要な時期です。

(1) 家庭

<役割>

読書習慣の定着には、最も身近な存在である保護者や家族が積極的に子どもの読書活動に関わっていくことが必要です。人肌のぬくもりの中で乳児が絵本に触れることは、乳児とその保護者にとって貴重な体験です。子どもへのやさしいまなざし、あたたかなぬくもり、心のこもった語りかけが心の栄養となるこの時期、保護者による読み聞かせは子どもの豊かな感性や心を育むために、最も身近で大切な取組です。

<現状と課題>

核家族化が進む中で、子育てに悩みを持つ保護者も増加していることから、社会全体の支援が求められています。本市では、全ての4か月児を対象に「ブックスタート事業」を実施し、親子が絵本を通して楽しい時間を分かち合えるよう働きかけています。また、物を大切に扱う心も一緒に育んでいきたいものです。

一方で絵本や読み聞かせが子どもにとって良いことはわかるけれど、どの絵本が良いか、どう読めば良いのか方法がわからず、読み聞かせが日常的に継続されていない家庭も少なくありません。

<取組>

- 保護者や家族が読書をするよう心がける。
- 絵本の読み聞かせや一緒に本を読む等の活動を継続的に行う。
- 子育てや読書に関する講演会や研修会、おはなし会等に親子で積極的に参加する。
- 認定こども園・保育園（所）、幼稚園、学校、市立図書館等が提供している情報を積極

的に収集活用し、自分に合った読み聞かせ方法や子どもに合った絵本を選択する。

- 認定こども園・保育園（所）、幼稚園等では日々読み聞かせが行われていることから、家庭でも話題として取り上げ、共有する。
- 本を大切に扱う。

(2) 認定こども園・保育園（所）、幼稚園等

<役割>

乳幼児への読書活動を継続的に行い、子どもたちが話し手の言葉に耳を傾け理解しようとする態度と、読書への意欲を育む基盤をつくります。

また、保護者と子どもに絵本の楽しさや素晴らしさを伝え、絵本を通し親子の触れ合いを深めることができるよう読書環境を整え、家庭での読書・読み聞かせの大切さを啓発します。

<取組の成果と課題>

各園(所)においては、日々の読み聞かせに積極的に取り組むとともに、それぞれ絵本や童話等を所蔵し、家庭への貸出や、「絵本コーナー」の設置、園だよりを通じて人気の絵本を発信する等、保護者と子どもの絵本や読書への関心を高めるための環境整備が進められています。

読み聞かせや貸し出し等の活動にあたり、多くの蔵書の中から園児の年齢や目的にあった本を選ぶための情報が求められていると同時に、一部では職員の読み聞かせの技術向上や蔵書の管理が課題となっています。

<取組>

- 幼児が手に取りたくるように絵本の設置や展示を工夫して、より絵本に親しめる環境づくりを行う。
- 保育教諭等の絵本・読み聞かせに関する意識や技術の向上、個に応じた絵本を選択できるよう情報交換会や研修会に参加し、園内で共有し、職員の資質向上に努める。
- 保護者に、行事や懇談会、お便り、ホームページ等を通して、読み聞かせの大切さを伝えるほか、おすすめの絵本や図書を紹介する。
- 未就園児を対象とした子育て支援の場等でも、親子を対象に読み聞かせを行い、絵本の楽しさや面白さを伝える。
- 家庭での読み聞かせの大切さを伝え、物語の世界と絵本を通して親子の触れ合いを深めるため、家庭への絵本の貸し出しを積極的に行う。（一日一冊運動など）
- 読み聞かせや、蔵書管理等、保護者が関わりを持てる活動を積極的に取り入れる。
- 高校生、大学生の他、地域の方やボランティアによる読み聞かせ等を取り入れる。

- 市立図書館、空とこども絵本館と連携協力し、読み聞かせ、団体貸出の利用や、新刊・おすすめ絵本、研修・講座等の情報を交換、活用し、相互に職員の資質向上を図る。

(3) 図書館

<役割>

読書習慣を定着させるには、もっとも身近な存在である保護者や家族が積極的に子どもの読書活動に関わっていくことが必要であり、その活動を支援します。

<取組の成果と課題>

「空とこども絵本館」では、平成 18 年 7 月の開館以来、絵本専門の図書館として、主に乳幼児～未就学児の親子に向けて家庭における読書活動を促進する様々な取組を行っています。乳幼児期の家庭での読み聞かせを推進する取組として、0 歳児を対象に、絵本を通した触れ合いの大切さを保護者に伝えながら絵本を手渡す「ブックスタート事業」を平成 14 年度から始め、継続しています。毎月の「おはなし会」は、令和 4 年度から 0～2 歳児対象と 3 歳児対象のおはなし会をそれぞれ開催し、親子が楽しんで参加できるよう取り組んでいます。

また、絵本作家や児童文学者による講演会や「おとなのためのおはなし会」を企画し、子どもだけでなく大人も絵本に親しむ機会を作っています。子どもと「いっしょに読む」ことで、本から広がる想像の世界と、その豊かさを共有すると同時に、子どもへの読み聞かせの幅も広がっていくことから、様々な企画や体験の場の提供を継続していく必要があります。

<取組>

- ブックスタートを行う健康相談時の呼びかけだけでなく、産院や、認定こども園・保育園（所）、幼稚園等にも趣旨を説明し、協力を依頼することで、乳幼児と絵本の出会いの意義を周知する。
- おすすめの絵本を紹介する。
- おはなし会、講演会等を実施し、絵本から始まる読書活動が生涯を通じての読書に発展するように努める。
- 絵本と音楽とのコラボレーションや絵本に関する共同制作等、読書体験を深める場を創出する。
- 認定こども園・保育園（所）、幼稚園等と連携・協力し、本の団体貸し出しを行う。新刊絵本やおすすめ絵本等の情報も相互に収集発信し、活用を図る。
- 乳幼児の読書活動に関わる人たちを対象に、絵本や読み聞かせに関する研修会等を実施し、乳幼児期の読書活動に対する意識の向上を図る。

2. 少年期における取組 ～知って 学んで 楽しんで～

少年期は、心とことばを育み、そして自ら学び自ら考える力を育てる重要な時期です。自主的に読書に親しみ、自発的に学ぼうとする習慣を身に付けることで、生涯にわたる読書習慣の基盤が形成されていきます。

(1) 家庭

<役割>

子どもが読書習慣を形成する上で、最も関わりが深いのは家庭であり、保護者からの積極的かつ継続的な働きかけが重要です。

保護者は、子どもと本の楽しさを共有し、読書が日常生活の中に位置づけられるよう配慮すると同時に、保護者自身が読書活動の意義を認識し、日頃から読書に親しむことが大切です。身近な大人が本に親しむ姿は、子どもが読書に興味を持つきっかけとなり得るものであり、その後の自主的な読書や生涯にわたる読書習慣の形成につながります。

<現状と課題>

本市では、これまでの取組により、子どもの読書環境は整ってきています。しかし一方で、本をよく読む子どもと読まない子どもとの二極化が進んでいる現状もあります。この背景要因のひとつとして、各家庭の読書に対する意識の差があげられます。

またデジタル技術の革新により、子どもを取り巻く情報環境は大きく変化しました。SNS 等のインターネットを介した情報・コミュニケーションツールは社会に広く普及し、日常生活の一端を担っています。こうしたツールの利用にあたっては、家庭が担う役割は大きくなってきています。

<取組>

- 家族で読書に取り組み、本の楽しさを共有するように努める。
- 市立図書館や学校、書店等で実施する講演会や研修会、おはなし会等に参加し、子どもの読書に関する情報を積極的に収集する。
- 子どもが多様な本と出会うきっかけを与えるとともに、本の魅力を伝え、子どもの読書習慣の定着に努める。
- 市立図書館や書店に出向き、子どもが本に親しむ機会を創出するとともに、家庭において本が身近な存在として常にある環境を整える。

(2) 小・中学校

<役割>

児童生徒の望ましい読書習慣の確立を図るとともに、質の高い読書指導の推進に努めます。同時に、児童生徒一人ひとりの発達段階に応じて自由で自主的な読書活動の場を提供することが求められます。

<取組の成果と課題>

平成 20 年度に市内小中学校全校の学校図書館への学校司書の配置が完了し、図書ボランティアも増加、市内全小学校と半数の中学校で活動がなされています。

「朝の読書」「読み聞かせ」「読書週間」の取組は市内全校で、「おはなし会」「ビブリオバトル」「ブックトーク」は約半数の学校で取組が行われています。学校における読書活動の定着とともに子どもを介して家庭・地域への広がりも見られます。

学校図書館における蔵書管理のシステム化および学校間ネットワークの整備により、学校間相互貸借や市立図書館からの貸借が促進され、図書資源の有効活用に繋がっています。

今後も、子どもの読書意欲を喚起する取組を継続して行っていく必要があります。

<取組>

- 読書指導計画を作成、活用し各教科との関連を図った質の高い読書指導を推進する。
「並行読書」、「調べ学習」等教科学習と関連しての読書や、目的を持った読書の推進を図る。
- 児童生徒一人ひとりの状況の把握に努め、個々に応じた読書指導を進める。
- 市立図書館の団体貸出制度を活用し、図書館や図書館資料を使った調べ学習を推進する。
- 学校図書館ネットワークの活用による学校間相互貸借、市立図書館との連携による図書資源の有効活用を推進し、「学習センター」・「情報センター」としての学校図書館の機能の充実を図る。
- 「朝の読書」、「読み聞かせ」、「読書週間」等の多彩な読書活動を継続し、さらに読書の楽しさや興味関心を高めるために、「おはなし会」、「ビブリオバトル」、「ブックトーク」等を設定し実践する。
- 児童生徒が学校図書館運営や読書活動に主体的に参画し、意見を反映できる機会を設ける。
- 学校司書の専門性が活かされるよう研修や情報交流の場を設け、レファレンスをはじめ、学校図書館の機能がさらに充実するよう努める。
- 特別支援学校においては特別な支援を必要とする子どもの読書活動を支援できるよう、様々な障がいの特性や対応、必要とされるサービス等について情報収集とその提供に努

める。

- 特別な支援を必要とする子どもの理解と支援技術向上のため、様々な障がいの特性や対応、必要とされるサービス等について学ぶ機会を設ける。

(3) 地域

◇PTA

<役割>

学校と家庭、地域を結ぶ中核的存在として、在校生の保護者と教職員の連携により、小・中学生の読書状況の実態を把握し、読書活動と情報教育を推進します。

家庭に、読書習慣の意識づけ、読書時間の確保、読書に関わる事業への参加を呼びかけます。

<現状と課題>

高度情報化社会の中で、情報メディアの利用に関する様々な問題が指摘されている昨今、子どもの読書時間の確保のためにも、学校、地域と連携し、保護者や子どもに対し情報教育を推進していく必要があります。

また、読書活動推進については各学校のPTAが個別に学校側と連携協力しており、取組内容にばらつきがあるのが現状です。今後、全学校に共通した継続的な取組を掲げて推進していくことが求められます。

<取組>

- 子どもが SDGsに関心を持ってもらう各種取組の項目の中に「読書・作文」を設けて、読書活動への呼びかけを行う。
- 学校や市立図書館と連携して、家庭における読書環境の整備や読書習慣定着のための取組を行う。
- 情報教育の機会を設ける。
- 一部の学校で取り組んでいる「ノーゲームデー」を、「ノーゲーム・ノーテレビ(ゲームをしない・テレビを見ない)運動」とし、読書活動の推進と連動させるものとする。

◇児童館、放課後児童クラブ等

<役割>

児童館は、子どもたちがよりよい環境の中で、豊かに生活するための拠点となっています。放課後児童クラブ等は、日中保護者が家庭にいない小学生に適切な遊びや集団生活の場を与え、子どもの健全な育成に努め、同世代の子どもたちが一緒に過ごしなが、のびのびと本に親しめる環境を整える役割を担っています。

<現状と課題>

市内の放課後児童クラブ、児童館には図書コーナーが設置されています。指導員が読書活動の重要性を認識しており、クラブ活動の中に必ず読書の時間が設定されています。

指導員の読み聞かせ技術向上等のため、研修の機会が求められています。

<取組>

- 指導員や地域ボランティアによる「おはなし会」「読み聞かせ」や「紙芝居」を行い、子どもが本に親しむ機会を提供する。
- 市立図書館の団体貸出を活用し、児童が多様な図書に親しめるよう読書環境の充実に努める。
- 子どもの読書活動や読み聞かせについて、市立図書館と情報を共有し、指導員の研修機会の確保に配慮する。

(4) 図書館

<役割>

地域における読書活動の中心的な施設として、関連機関や団体等と連携し子どもの読書活動を推進します。

子どもたちに向けた図書等資料を充実させ、本との出会いの場を提供しながら、子どもの成長に関わる大人に対しても読書の大切さを啓発・広報します。

<取組の成果と課題>

定期的な「おはなし会」の開催や学校に読み聞かせボランティアを派遣する「おはなし宅配便」事業、絵本作家を講師に迎えた講演会等を通して、子どもが物語の世界に親しむ機会を提供し、図書館を利用するきっかけ作りに努めています。

また、ボランティアに向けた読み聞かせ講座を開催し、地域や学校の読み聞かせ活動の拡充に努め、移動図書館車の巡回貸出や団体貸出、学校間配送を通して、学校における読書

活動推進を継続的に支援しています。

平成 29 年度から実施の中学生ビブリオバトル大会については、令和 3 年度から対象を石川県内の中学生に拡大し県大会として開催、さらに市内小学生対象のミニ・ビブリオバトル大会を令和 5 年度から新たに開催するなど、本を介した人との交流の場を提供しています。

令和 4 年度からは、未来型図書館づくりに向けた取組の一環として「子ども司書養成講座」を開催しています。第 1 期から第 3 期までの修了生のうち 26 人が「こまつ子ども司書クラブ」に加入し、岐阜市子ども司書との交流活動や図書館のBGM作りなど、毎月図書館や読書に関連した多様な活動を行っています。

また、さわる絵本や LL ブック等を1か所に集めた「りんごの棚」を令和 5 年度に設置し、特別なニーズのある子どもたちが自分に適した資料に出会えるようにしています。

一方、放課後児童クラブとの連携が十分とはいえない状況であるため、読書環境の整備や指導員の研修機会について、情報共有や連携協力が一層求められています。

<取組>

- 子どもにとって、親しみやすく興味を引く適切な資料を整備する。
- 児童書の選択を手助けする資料や情報を提供し、読書の質の向上に努める。
- 子どもが様々な分野に興味関心を広げられるよう体験型事業等を行い、本と出会う機会をつくる。
- 子どもの読書の大切さを伝えるため、保護者を対象とした行事や親子で参加できる行事を開催する。
- 子どもの読書に関わる人たちへの資料提供や読書相談に応じられるよう、図書館職員の研修機会の確保に配慮する。
- 図書ボランティアや読み聞かせグループ等のボランティア活動を支援する。
- 放課後児童クラブ等における読書活動の推進について、連携、支援を進める。
- 社会全体のデジタル化や GIGA スクール構想による学校の ICT 環境の整備等を踏まえ、学校連携を見据えた電子書籍・デジタルアーカイブ等デジタル資料の整備・活用について調査・検討を進める。
- 市立図書館と学校図書館間に図書搬送車を運行し、学校における読書推進活動を支援する。
- 子ども司書を養成し、子どもが主体的に読書活動を行えるよう支援する。
- 子どもが楽しんで主体的に読書活動に取り組めるよう、意見聴取の機会を設け、取組に反映させる。
- 障がいがある子ども等、特別な配慮が必要な子どもが利用しやすい読書環境の整備、図書資料の充実を図る。

3. 青年期における取組 ～みちを拓き 未来を描く～

青年期は、知的活動の基礎となる主体的な読書活動が確立される時期です。

視野が広がり、興味・関心が多岐にわたってくることから、この時期に多くの本と出会うことは、未知の世界への探求を通し、人間としての在り方、生き方を考えることにつながり、主体的な進路の選択と決定にも影響を与えます。

(1) 高等学校・大学等

<役割>

これまでに養われた読書習慣を自立的に継続させ、読書力の向上に向けた取組や、読書環境の整備を図っていくことが求められます。

また、自発的な学習や実践の必要性が重視されてきており、その支援の「場」の提供が期待されています。

大学の地域貢献にも期待が寄せられています。

<取組の成果と課題>

司書が配置された高等学校や大学等では、各々の状況に応じて読書活動を推進する取組がなされていますが、年代的に読書の時間を確保することが難しいこともあり、生徒及び学生等の読書意欲や本に対する興味は個人差が大きいのが現状です。

公立小松大学においては、開学後 2 年間、地域に向けて図書館施設や自習室の施設開放を行い、特に中央キャンパス図書館閲覧室・自習室は高校生に多く利用されました。令和 2 年度以降、感染症対策のため施設開放を制限、その後大学の完成年度を迎えるとともに学生数、教職員数が増加し、学生の利用だけで施設が手狭な状況であるため施設開放は停止しています。一方、イベント時の英語カフェの施設開放や市民フォーラムの開催、共催事業としてこまつ市民大学の開講等、市民の身近な学びの拠点として役割を果たしています。

<取組>

- ビブリオバトルや読書会等のイベント、ポップや本の帯等の制作を通し、本の内容をはじめ、感想や感動を独自に表現し伝えていく機会を設ける。
- 小学校・中学校からの取組で培われた読書習慣を継続、確立させるため、学校生活においても読書の時間を設ける。
- 進路や仕事等将来のことを考えるのに役立つ本、教科学習に関連する本の紹介等、個々の状況や関心、目的に応じた本に幅広く触れられるよう、学校間や、市立図書館とも連携し、学校図書館の環境を整える。
- 公立小松大学においては、市民の身近な学びの拠点として、社会人教育プログラム、市

民公開講座等を実施するとともに、英語カフェ等の施設の市民利用を図り、地域の人びとが学びに触れ、自らを豊かにする場を創出する。

(2) 図書館

<役割>

幅広いジャンルの本と情報を備え、青年期の需要に応えられるよう配慮することが求められます。また、学校等での取組の発表の場を提供し、一般社会との接点となります。

<取組の成果と課題>

他の世代と比べ、図書館で本を利用する割合が低く、自主学習のための利用が多いのが現状です。図書館では世代に応じて多様な図書資料を選定・収集していますが、その中でも特に青年期の利用者にニーズのある図書を届きやすくする環境整備および図書館の利用促進が課題となります。

<取組>

- 様々なジャンルの本と出会えるようティーンズ世代に対する図書の整備に配慮する。
- ティーンズ世代のニーズの把握に努め、興味を引くような書籍の紹介を SNS 等で発信する。
- 既存の YA コーナーについて、書籍の見直し・更新を行い利用を促進する。
- 高等学校図書館等と連携して、ティーンズ世代の読書の関心を高める取組を実施する。

4. 成人期における取組 ～つながり 広げ 共有する～

成人は、自主的な読書活動の主体であるとともに、協働による読書活動推進の担い手であり、次世代の読書活動の確立に大きな役割を担っています。

(1) 地域

<役割>

身近なところで自主的に気軽に読書活動を楽しめる場と機会を創出します。

<現状と課題>

様々な媒体から情報が溢れ、情報を得る場が多様化している今日、情報とそれを求める人とを結びつける場の充実が地域のコミュニティ作りの発展につながります。地域に点在する施設を有効に活用し、読書や情報を通して人がつながる、読書活動の拠点としていくことが求められます。一部地域では、家庭文庫が住民への貸出や施設への配本活動を行っており、絵本を介した地域住民の交流の場となっています。

<取組>

- 生涯学習センターや公民館等において、地域の実情に寄り添った本や情報を提供する。
- 市立図書館の団体貸出等のサービスや読書活動推進の企画・取組を広く周知し、利用を促進する。

(2) 民間事業者

<役割>

書店は書籍の流通・販売を通して地域の文化を支える役割を担っています。市民の読書活動に対する理解や関心を高めるため、広報活動等への協力も期待されています。

事業者は社会貢献や従業員の福利厚生の一環として、それぞれの立場で市民の読書活動を支援します。

<現状と課題>

市内各書店は良書の普及に努め、出版情報を関係施設や機関に提供しています。アクセシブルな媒体による多様な情報の提供が一層望まれます。事業者においては、福利厚生として、あるいは市民へのサービス・社会貢献活動の一環として、読書環境の整備の推進への貢献が期待されます。

<取組>

- 図書館の配置やコーナー設置、事業所や専門店ならではの取組を通して、読書環境の整備に努める。
- 市立図書館の企画・取組の周知等、読書活動推進に資する環境整備に協力する。

(3) 福祉関係団体

<役割>

福祉施設やボランティアとも連携協力し、障がい等の有無に関わらず全ての市民が読書に親しむ機会が得られるよう支援します。

<取組の成果と課題>

社会福祉協議会においては、小学校の総合的学習や体験イベント等を通して、さまざまな障がいの理解向上と、地域に暮らすさまざまな人と共に生き支え合う啓発の機会を設けています。また、点訳・音訳ボランティアの養成講座を開催し、視覚からの情報が得られない人の読書活動を支援しています。一方、こうした障がいの理解やボランティアの供給は十分でない状況です。

高齢者や障がいのある人も利用しやすい電子書籍等に関する情報の収集とともに、地域に暮らす人々への提供、福祉施設とボランティアとの連携・協力をスムーズに行う仕組みの充実が求められています。

<取組>

- 様々な障がい特性の理解とその特性に応じた読書活動の支援方法や必要とされる配慮等について、学習や体験、啓発の機会を充実する。
- 点訳、音訳、対面読書など障がい特性に応じたサービス提供への協力を行う。
- インターネットサービスを利用したアクセシブルな電子書籍などの情報を提供する。
- 市立図書館と連携し、市立図書館からのサービス提供の周知や障がい者およびボランティア活動する支援者に向けた読書活動支援を行う。

(4) 図書館

<役割>

地域の情報拠点となり、複雑化・多様化するニーズや地域課題の解決を支援する場として、また、障がい等の有無に関わらず全ての市民が集う学びの場として、関連機関や団体等と連携協力し、生涯にわたる読書活動を推進します。

<取組の成果と課題>

市民の読書活動を推進する拠点として、各世代に応じた資料・情報の収集を継続して行うとともに、様々な企画展示を通して、本との出会いのきっかけづくり、読書意識を高める機会創出に取り組んでいます。市民の相談や必要とする情報に的確にアクセスできるよう、レファ

レンスデータの蓄積・職員間の共有に努めています。

施設の建築年が古くスペースに限りがありますが、令和 4 年度から各種ワークショップ開催に併せ図書館カフェを実施し、市民が交流し活動できる場の提供に取り組んでいます。

現在、整備計画が進められている未来型図書館複合施設は図書館・博物館機能および交流・活動を支える多様な機能を備えた複合施設として、市民の生涯にわたる学びと世代を超えた交流を支援し、市民の暮らしや街を豊かにしていく役割を担っています。現図書館は、未来型図書館のコンセプト、基本計画等を踏まえ、関係部署と連携の上、テーマ配架や博物館と関連した展示等、実験的な企画・サービスを実践し、本との出会いや交流の機会を提供していく必要があります。

<取組>

- 本を仲立ちとして人と人が交流し、読書活動をすすめる活動を企画実施する。
- 福祉団体と連携し、特別な支援を必要とする方への理解とサービス技術向上のため、ボランティア団体などを対象とした講座を開催する。
- 図書館ボランティア、図書館エディターの活動や交流を支援する。
- 地域や施設へ出張おはなし会を行い、幅広い世代の読書活動を推進する。
- 郷土に関する資料の収集・保存に努め、古文書類等の貴重資料は順次デジタルアーカイブとして公開する等、利活用を促進する。
- 地域の情報拠点として、学校、民間団体・事業者とも連携協力し、利用者には有益な情報収集、提供に努める。
- 図書館職員の専門的知識・技術の向上のため研修の充実を図る。
- 利用者が多くの情報・本の中から必要とする情報へのアクセスを円滑に行えるよう、レファレンスサービスの充実を図る。
- 障がい特性に応じた図書提供サービス情報の提供を図る。
- 大活字本や録音資料等、高齢者や障がいのある人にも利用しやすい資料の充実に努める。
- 福祉団体をはじめ、各種団体へ団体貸出の利用を促進するため、団体貸出制度の周知などに努める。
- 日本語学習者や在住外国人に向けた読書環境の充実を図るため調査研究に努める。
- 関係部署と連携し、未来型図書館で整備する機能やサービスで取り入れ可能なものを実験的に実践する。

Ⅱ 読書活動推進のための環境整備

1. 図書館の環境整備

(1) 主なサービスと事業の現状

■市立図書館(本館・南部図書館)

・貸出サービス

1人につき 一般図書 10冊、雑誌 5冊、カセットテープ 5本まで (2週間まで)
CD/DVD 3本まで (1週間まで)

・予約サービス

当館所蔵の資料が貸し出し中の場合、返却されたときに連絡し、優先的に貸し出し
ホームページからも予約可能

・リクエストサービス

当館にない資料を他の図書館から借り受け(相互貸借)、又は購入して貸し出し

・レファレンスサービス

図書館の資料を使った、調べもの・探しものの支援

・インターネット利用サービス

パソコン設置 本館 1台 ・ 南部図書館 1台

1人1回につき 30分まで(順番待ちの人がいなければ更に 30分まで延長可)

1日に2回まで

・複写サービス

図書館資料のみ、著作権法に認められる範囲で複写可能(有料)

・団体貸出サービス

市内の各種団体を対象に、利用団体として登録後、最大 100冊 1ヶ月間まで貸し出し

・宅配サービス

市在住の個人登録者を対象に、申請により本を送付(送料は利用者負担)

・障がい者サービス

点字図書、触れる絵本、車いす、助聴器、拡大鏡、拡大読書器などを設置

・学校図書館団体貸出・搬送

最大 200 冊、1 ヶ月間まで貸し出し。

図書館と市内の学校図書館間(学校図書館間含む)に搬送車を運行

・公衆無線 LAN サービス

本館 視聴覚室と南部図書館に設置

・「こまつ図書館だより」の発行

おすすめの本や、企画展示、行事の案内等を掲載(隔月・空とこども絵本館と合同)

・「おはなし会」開催

月 1 回、市内のボランティア団体の協力により開催

読み聞かせ、素話(語り)、紙芝居、人形劇、パネルシアター等

職員によるおはなし会も随時開催

・おはなし宅配便

市内小中学校での、読み聞かせやブックトーク等

・デジタル雑誌読み放題サービス dマガジン for Biz

図書館で貸し出す閲覧用タブレットにより、館内で 1,200 誌以上の雑誌の最新号が閲覧可能

・デジタル利用者カードサービス

スマートフォンに利用者カードのバーコードを表示させて、本を借りることが可能

・「図書館体験」の実施

図書館案内・利用体験や、職員による読み聞かせ等を実施

・移動図書館車「みどり号」運行

小学校、福祉施設等市内 21 ヶ所を巡回

・芦城公園周辺施設(全 5 館)との連携事業

博物館、空とこども絵本館、宮本三郎美術館、本陣記念美術館、図書館

◇「One Day Concert 音さんぽ」(周辺施設で順に約 20 分ずつミニコンサート開催)等

■空とこども絵本館

・貸出サービス

1人につき 絵本・紙芝居合わせて 7 冊 (2 週間まで)

・予約サービス

資料が貸し出し中の場合、返却されたときに連絡し優先的に貸し出し

・レファレンスサービス

絵本の選書や読み聞かせ等への支援

・団体貸出サービス

市内各種団体を対象に利用団体として登録後、大型絵本・大型紙芝居をあわせて 2
タイトル、パネルシアター 2 タイトルを、2 週間まで

・「こまつ図書館だより」の発行(ぶっくりんのページ)

おすすめの絵本や講演会の案内等、月ごとの情報を提供

・おはなし会の開催

日曜あさのおはなし会(毎月第 1 日曜日に開催) * 3 歳以上を対象としたおはなし会

ぴよぴよおはなし会(毎月第 3 金曜日に開催) * 0.1.2 歳を対象としたおはなし会

・「こまつ市民読書の日」関連行事開催

◇「おはなし 23」 * 3 歳以上を対象としたおはなし会

◇「よんでよんで」(月 1 回)

こどもが選んだ任意の絵本を職員やボランティアが個別に読んで聞かせるもの
1 月～12 月までに 5 回以上参加した方を対象に表彰し「読書貯金通帳」を進呈
読書記録として活用

・ブックスタート事業

4 か月児健康相談の際に、赤ちゃんと保護者に 1 組ずつ絵本を読み聞かせし、その本をプレゼントする事業

・出張絵本館

福祉施設、放課後児童クラブ等へ出かけて行く、読み聞かせや、絵本についての講演等

・小松に伝わる民話の絵本制作

『ちょうちんぶちのかっぱ たらいぶちのかっぱ』(2012.8.1 発行)

『むじなとさるとかわうそと』(2013.8.1 発行)

『長者のよめと はすのはな』(2015.3.1 発行)

『りょうたのひきやま』(2017.3.1 発行)

『こたろうぎつね』(2019.3.1 発行)

※小中学校等への配布と読み聞かせ絵本として活用

・「松居直コレクションプロジェクト」による活動

児童文学者・松居直氏(1926～2022)から寄贈された資料を保存・活用していくため、絵本の楽しさや絵本文化の研究を目的に活動している市民グループ

◇講演会

◇ワークショップ

◇ブックカフェ

◇展示

◇視察研修

(2) 重点整備項目

① あらゆる世代の学びを支え地域情報・地域の需要に応じた資料の収集と提供

図書館は、障がいの有無や年齢に関わらず、市民にとって自由に本にふれることができる場であるとともに、市民の学習や課題解決のための「地域の情報拠点」として、レファレンスサービスや情報提供サービスにより情報を得ることができる場であることが必要です。

- 地域の歴史と文化を伝える資料・情報の収集・保存と提供に努める。
- 健康・福祉・環境・防災・まちづくり等、地域や暮らしの課題解決に役立ち、時代や市民ニーズに対応した資料・情報の充実と提供に努める。
 - ・ 関係行政機関等と連携した企画展示、講座の実施
 - ・ レファレンス機能の充実
- 外国語の図書等の充実に努める。
- 学校図書館と市立図書館の蔵書を一体的かつ効果的に活用する。
- デジタル技術を活用した図書館サービスの拡充について、先進事例の情報収集を行い、環境整備と利活用を促進する。
 - ・ 所蔵する地域の映像・写真・古文書等アナログ資料のデジタルアーカイブ化
 - ・ インターネットサービスを利用したアクセシブルな電子書籍などの情報収集と提供
 - ・ ウェブサイトの充実
 - ・ 検索と情報取得サービスの充実

② 本との出会い、体験、交流の場

未来型図書館整備の基本計画や、今後も継続されるリビングラボでの市民の対話・意見を踏まえ、実験的な取組や取り入れられる企画等を実践し、本との出会いや様々な体験、交流を通じ市民の学びや成長を支えるとともに、未来型図書館に円滑につなげていけるよう取り組めます。

2. 読書活動を支える人材とボランティアへの支援

読書活動を進めるためには、それを支え、協働するボランティアの存在が必要です。同時にボランティアへの支援、そして、活動を行いたい人と活動団体とをつなぐ仕組みが求められています。読書や図書館の面白さを人に伝え、情報発信する人材への支援も必要です。

また、それらの活動に喜びとやりがいを感じられるような場であることが大切です。

- ボランティアを始めるきっかけづくりとして、入門講座や研修機会を周知し、参加を呼びかける。
- 経験者向けの読み聞かせ講座等を実施し、ボランティアの支援や育成に努める。
- ボランティア団体や活動の場に関する情報を集約し提供する。
- ブックスタートやおはなし会等の機会を捉えて、読み聞かせボランティアの活動の場を広げる。
- 外国語による読書活動や情報提供をサポートするボランティアの育成を呼びかける。
- 図書館で活動する人材への支援を行う。(子ども司書、図書館エディター)

3. 地域・関連機関の連携と協力

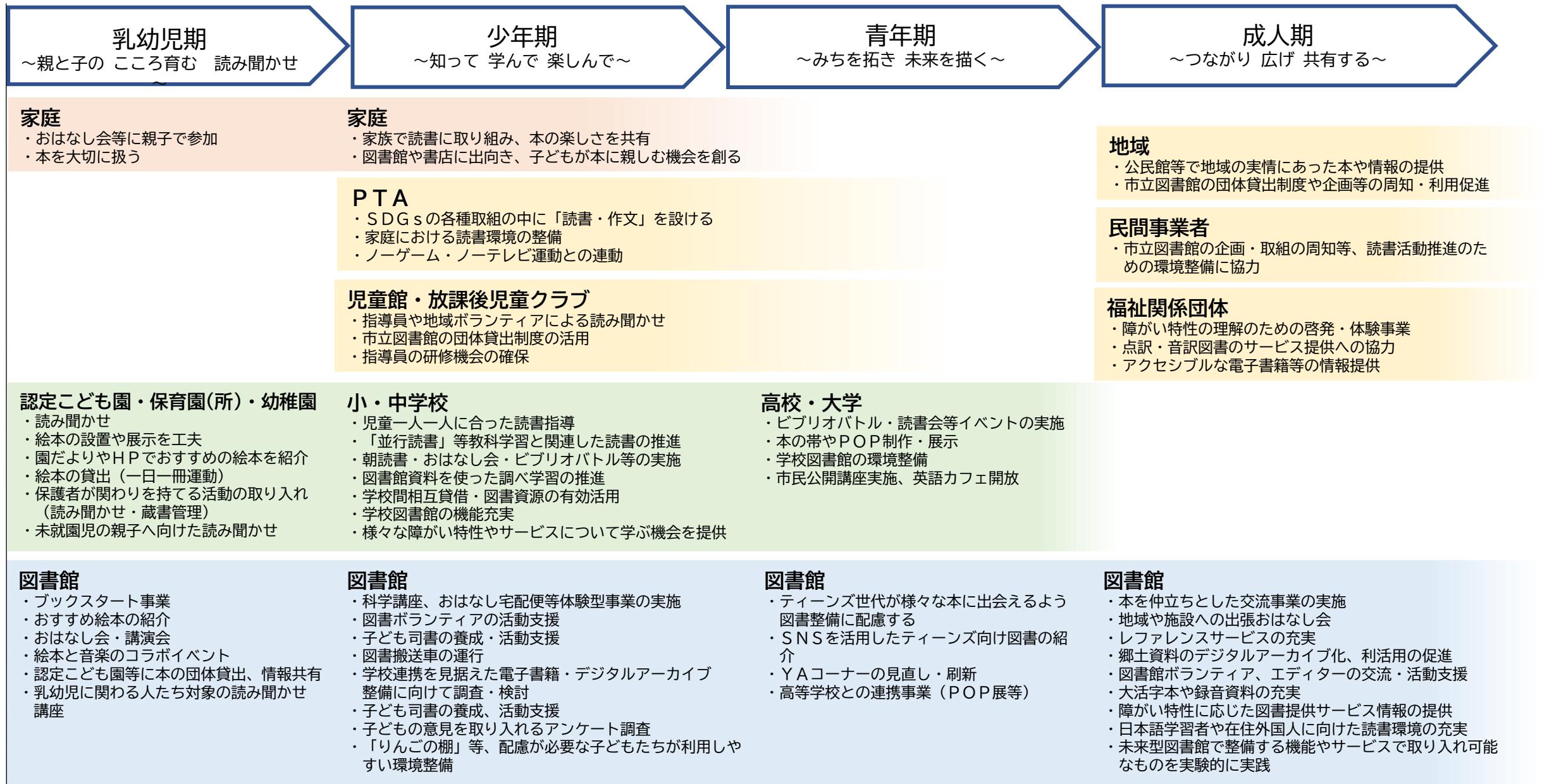
地域の読書活動を活性化させるためには、市立図書館をはじめ、学校、大学、博物館、地区公民館等の公共施設や関連機関がその機能を発揮し、相互に協力連携、情報共有を進めることが必要です。

- 読書活動を支援するため、市立図書館、学校、大学、関連機関間の連携協力を一層強化する。
- 地域の事業者と連携・協力し、読書活動をより身近なものとする取組を推進する。

読書で広がる未来 ～いつでも、どこでも、誰でも、本を身近に～

あらゆる世代が読書に親しみ、読書を通して学び、人とつながり、成長できる環境づくり

成長段階に応じた生涯にわたる読書活動の推進



読書活動推進のための環境整備

1. 図書館の環境整備 ①あらゆる世代の学びを支え地域情報・地域の需要に応じた資料の収集と提供 ②本との出会い、体験、交流の場
2. 読書活動を支える人材とボランティアへの支援
3. 地域・関連機関の連携と協力

<資料編>

<資料編>

1	子どもの読書活動の推進に関する法律	1
2	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	3
3	「こまつ市民読書の日」制定決議	7
4	用語解説	8

資料編

1 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年法律第154号)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども(おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

資料編

2 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

(令和元年法律第49号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化(文字・活字文化振興法(平成17年法律第91号)第2条に規定する文字・活字文化をいう。)の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍(雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。)について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第11条第2項及び第12条第2項において同じ。)であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

(基本理念)

第3条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

(1) 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

(2) 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。)の量的拡充及び質の向上が図られること。

(3) 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、第3条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務

を有する。

(財政上の措置等)

第6条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第2章 基本計画等

(基本計画)

第7条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画(以下この章において「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針

(2) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第8条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第1項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前2項の規定は、第1項の計画の変更について準用する。

第3章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第9条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館(以下「公立図書館等」という。)並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第10条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

(1) 点字図書館等から著作権法(昭和45年法律第48号)第37条第2項又は第3項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(以下「特定電子書籍等」という。)であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

(2) 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第11条 国及び地方公共団体は、著作権法第37条第1項又は第3項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍(以下「特定書籍」という。)及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者(次条及び第18条において「出版者」という。)からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

第12条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

第13条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第14条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第15条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回

指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第16条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第17条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第4章 協議の場等

第18条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第10条第1号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

3 「こまつ市民読書の日」制定決議

「こまつ市民読書の日」制定決議

文字・活字文化は、人間のすぐれた英知の結晶である。
有史以来、脈々として生み出されてきた人類営為の文化所産、知的財産を次の世代へと確かに受け継ぎ、人間らしく、活力ある地域社会の実現に真摯なる努力を尽くすことは、今日を生きる我々世代の大いなる使命と責務である。

この考え方のもと、小松市では「ブックスタート事業」「ハートフルライブラリー推進事業」等の展開を通し、乳幼児から青少年に至るまでの読書推進活動に取り組んできた。今回、これをさらに市民全体の活動に広げるべく、市民運動としての読書のまちづくりを展開する。

ここに、本市教育委員会は「こまつ市民読書の日」を定め、市民を挙げて、真に生き生きとした、心豊かな地域社会を実現することを決議する。

平成21年3月

小松市教育委員会

資料編

4 用語解説

ア	ICT(情報通信技術)	Information and Communication Technology の略語。コンピューターやインターネットに関する情報通信技術のこと。
ア	朝の読書	「朝読」とも。学校の授業開始前の時間を利用して、毎日少しずつ児童生徒がそれぞれに好きな本を読む取組。
イ	移動図書館車	図書館資料を積んだ自動車。BM(bookmobile)とも言う。図書館を利用しにくい地域の人たちのため市内を巡回して図書館サービスを提供する。本市では「みどり号」が、小学校を中心に市内21カ所を巡回している。
エ	LLブック	知的障害や学習障害などがある人などが読みやすいように工夫された本。やさしめに書かれた文章に内容を理解する助けとなる絵文字(ピクトグラム)、写真などが多く添えられている。
オ	おはなし会	子どもたちを対象に絵本や紙芝居の読み聞かせを行う集まりのこと。
ガ	学習・情報センター	児童生徒の学習活動を支援し、情報の収集・選択・活用能力を育成する学校図書館の機能のこと。学校図書館は「読書センター」と「学習・情報センター」機能という2つの柱を持つものと捉えられている。
ガ	学校司書	学校図書館で司書業務を行う職員。図書館資料を活用した授業の支援を行うとともに、学校図書館の蔵書管理や本の貸出を行い、児童生徒が読書に親しむ環境づくりを支援する。
ガ	学校図書館ネットワーク化整備事業	学校図書館蔵書のデータベース化及び市内学校間のネットワーク化を行った。本市の全小中学校と市立図書館の蔵書検索及び学校や市立図書館との貸借ができるようになり、資料の共有化が図られている。
ギ	GIGA スクール構想	2019年に文部科学省が打ち出した教育計画。全国の小・中学校、高等学校などにおいて児童生徒1人につき1台の端末(パソコン又はタブレット)および高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備、ICTの活用を通して個別最適化した学びを持続的に実現させる構想。
コ	こまつ市民読書の日	市民全体で読書活動を推進するため、毎月23日と定める。平成21年4月より実施。
シ	調べ学習	生徒が課題について、図書館で調べたり聞き取り調査をしたりして結果をまとめること。総合学習の一つ。
ソ	相互貸借	図書館間相互貸借。利用者の求めに応じ、図書館がその資料を所蔵する他館に利用を申し込み、借り受けて利用者に提供するサービス。

ダ	大活字本	高齢者や視力の弱い人のために、通常より大きい活字で印刷、作成された本。
ダ	団体貸出	読書活動に携わる施設や団体にその活動を支援するために図書館の本を貸し出すサービス。
デ	デジタルアーカイブ	重要文書や文化資源をデジタル方式で記録し、永久的に保存するとともに、ネットワーク技術などを用いて継続的に活用すること。
デ	電子書籍	紙ではなく電子的に記録され、画面で読む本や雑誌。電子ブック、デジタル書籍、Eブックとも。
ド	読書会	共通の本を読んで感想や意見を話し合う、本を紹介しあうなど、読書を通じて交流することを目的とした会。
パ	パネルシアター	パネル布を張った舞台に紙に書いた絵(または文字)を貼ったり外したりして展開させるお話や歌遊びのこと。
ビ	ビブリオバトル	発表者が面白いと思った本についての書評合戦。5分程度のプレゼンテーションを行い、どの本が一番読みたくなったか参加者の多数決で決めるイベント。
フ	不読率	一か月間に一冊も本を読まなかった人の割合。読書活動の状況を示す目安の一つ。
ブ	ブックスタート	乳児と保護者に絵本をプレゼントし、絵本を通して乳児と触れ合うひとときを作る取組。本市では4か月児健康相談時に実施している。
ブ	ブックトーク	あるテーマに沿って、複数の本を順序立てて紹介する行為。多くの場合学校や図書館で子どもたちを対象に行われる。
へ	並行読書	単元の学習中に教材文と並行して関連図書を読書すること。
ホ	本の帯・ポップ	帯は、その本の特徴やキャッチコピー等が印刷された紙。主に本の下部を覆うように巻かれている。「腰巻」ともいう。ポップはPOP広告のこと。図書館や書店では、手の平サイズのカードに書籍のおすすめポイントを書いたものを指す。
ヤ	YA(ヤングアダルト)コーナー	YAとは「Young Adult(ヤングアダルト)」の略。大人になりつつある中学生・高校生を中心とした人たちを指しており、この年齢層向けの資料を集めたコーナー。
ヨ	読み聞かせ	主に乳幼児から小学生の子どもへ向けて、絵本や紙芝居などを見せながら音読する行為。
レ	レファレンスサービス	図書館利用者の求める資料や情報を検索、提供することにより、質問に回答したり調べものを手伝ったりするサービス。

<こまつ市民読書活動推進計画策定委員>

- | | | |
|-----|-----|--------------------|
| ◎岸本 | 衆志 | 元石川県立図書館長 |
| 山本 | 周 | 小松市社会福祉協議会会長 |
| 中田 | 浩大 | 小松市教育・保育協議会会長 |
| 上出 | 美智代 | 私立幼稚園協会加南支部支部長 |
| 田村 | 義彦 | 小松市立学校 PTA 連合会会長 |
| ○木下 | 真由美 | 小松市学校図書館協議会会長 |
| 西村 | 聡 | 公立小松大学附属図書館長 |
| 森 | 和美 | 小松市放課後児童クラブ連絡協議会会長 |

(◎委員長 ○副委員長)

(敬称略・順不同)

<事務局>

図書館
空とこども絵本館
学校教育課
ふれあい福祉課
未来型図書館づくり推進チーム

こまつ市民読書活動推進計画 2025

令和7(2025)年3月
発行／小松市教育委員会

編集／小松市立図書館
電話0761-24-5311・FAX0761-22-9763